

都市計画法による注意事項

開発工事完了に係る検査が必要です

- ◎ 開発工事の完了前には、原則として建築物の建築はできません。
ただし、制限解除がなされている場合は除きます。
 - ◎ 工事が完了した時は、速やかに開発行為の完了届を提出して完了検査を受けて下さい。
 - ◎ 都市計画法第36条第2項の規定による検査済証の交付があるまで建築物の使用はできません。
- 自己の用に供する建築物を宅地の造成と同時に行う場合で、これを切り離して施工することが不適當な場合等にあつては、建築制限解除の取扱い（都市計画法第37条）の適用があります。
 - 開発行為が完了しても検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増築や建替え、用途の変更（市街化調整区域の場合の使用の変更等を含む）時に支障が生じることがあるので、完了検査を受検するようにお願いします。

工事完了届出書 添付図書一覧

<input type="checkbox"/> 工事完了届出書
<input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 開発行為許可書の写し
<input type="checkbox"/> 案内図
<input type="checkbox"/> 公図の写し
<input type="checkbox"/> 確定測量図
<input type="checkbox"/> 土地利用計画図（変更があれば変更前・後の図面）
<input type="checkbox"/> 施工写真（雨水枡4ヶ所・擁壁）
<input type="checkbox"/> 完了写真（敷地全景4枚程度）※境界杭から敷地内を撮影
<input type="checkbox"/> 工事完了チェックシート ※裏面参照

（問合せ先）

所在地：茨城県古河市仁連2065

古河市役所建築指導課（宅地開発係）

電話番号：0280-76-1511

工事完了チェックシート

確 認 事 項	
現 地	<p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/> 許可図面と現地は整合しているか。(・造成高さ・配置・仕様)</p> <p>【境界等】</p> <p><input type="checkbox"/> 境界杭が全箇所確認できるか。</p> <p>【排水等】</p> <p><input type="checkbox"/> 放流先は適切か。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に排水設備が設置されているか。(<input type="checkbox"/> 浄化槽 (<input type="checkbox"/> 人槽 <input type="checkbox"/> 認定シール確認)、 (<input type="checkbox"/> 農集排または下水)</p> <p>【雨水柵】</p> <p><input type="checkbox"/> 許可図面と配置、高さが一致しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水柵と雨樋が接続されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 流入管の防水処理が施工されているか。</p> <p>【擁壁 (該当の場合 ※がけ (30° を超える角度をなす土地) や高低差 H500 以上の場合)】</p> <p><input type="checkbox"/> 許可図面と配置、高さ、仕様が一致しているか。(<input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 裏込め碎石)</p>
写 真	<p>【雨水柵】</p> <p><input type="checkbox"/> 画質は鮮明か。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造は適切か。</p> <p><input type="checkbox"/> 全箇所、施工工程ごとに撮影されているか。</p> <p>【擁壁 (ある場合 ※がけ (30° を超える角度をなす土地) や高低差 H500 以上の場合)】</p> <p><input type="checkbox"/> 画質は鮮明か。</p> <p><input type="checkbox"/> 構造は適切か。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工工程ごとに撮影されているか。</p>

チェックシートの内容をあらかじめ確認し、工事完了届出書に添付すること。